

清掃作業取り決め 12 カ条

- 1, 作業する前に、いきなり作業するのではなく、まず作業箇所を点検し、危険な箇所、落下物のおそれがないか確認し、作業周りを片づけてから作業に取り掛かる。
- 2, カーペット、布団、電気コードなどでのつまづきに充分注意する。
- 3, 階段の踏み外しによる転落事故に注意する。
- 4, 不安定な椅子や、踏み台を脚立替わりにしない。また脚立を使うときは正しく設置し不安定な状態で使用しない。また天板には絶対に乗らない。
- 5, 作業に適した服装を着て、すべらない、かかとのある靴を使用する。(靴底消耗注意)
- 6, 水を使う場所では、特に転倒事故に注意する。
- 7, 家庭内等狭い場所で掃除機を使用するときは、後ろ向きで掃除機をかけない。必ず前向きに使用する。照明器具の破損、窓ガラス等の破損にも注意する。
- 8, 必要時応じて「作業中」の看板を設置し、周囲に注意喚起する。
- 9, 作業前に用具や設備の点検を行い、きちんと動作するか確認してから使用する。
- 10, 作業場所における物品は全てお客様の所有物である。安易に処分したり、いじったりしない。またお客様の個人情報の取り扱いにも充分注意する。
- 11, 家事の延長ではありません。仕事として行う以上、シルバー人材センターの信用を失わないよう、マナーとルールを守り作業にあたる。
- 12, 不安全の状態、不安全な行動から事故が発生します。安全が確保されない場合は作業を中止する。

事故はシルバー人材センターの評判を悪くします。

「つもり・はず・たぶん・だろが事故のもと」

安全への意識をしっかりと持ち作業に当たりましょう

(公社) 柏崎市シルバー人材センター